

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大  
大（琉球行政主席等の任期延長）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43446">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43446</a>

沖繩來往信電



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 略 平	総第 19 130 号
	第 268 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 NOV 19 20. 02
	大至急・至急・普通・LTF	発電係 21

夫 一 係 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米一課長	主管局部課(室)名 北米一課 起案 昭和 45 年 11 月 19 日 起案者 安藤 電話番号 446
--	------------------------------	--

協議先

大使 臨時代理大使  
在 沖繩 吉岡代表代理 総領事 代理 代理 代理  
あて 愛知外務大臣 発

在 ~~米~~ ~~大使~~ 臨時代理大使 代理 代理  
あて 総領事 代理 代理

件名  
屋良主席の任期に関する報道  
19日付読売朝刊は、貴地竹下特派員  
発として、琉球政府は屋良主席が72年の  
復帰を控え、明年11月の任期切れの際再  
び主席選挙を実施するかあるいは主席の任  
期を復帰まで延長すべきかにつき、その

電信課長  
代  
樹

93  
済

(※印内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

態度を決めるため本格的検討にはいった  
旨報じているが、同報道の真偽及び  
その背景につき調査の上結果回電あ  
りたい。  
(3)  
~~半し転送した~~

GB-3

外務省



秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 行政府筋は、今のところ概ね受身のし勢で立法院等の動きに対処するため諸般の予備的な検討を進めている実状であると判断される。

以上中間的なるも取りあえず。

(了)

-3-

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

258

電信写

総番号(TA) 58761 主管  
 70年 月 日 17時30分 沖繩 発着  
 70年 11月 26日 21時19分 本省 米北1

外務大臣殿 吉岡 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長

第577号 略

往電第574号に関し

1. 26日、カヨウ立法院事務局長はニツタに対し次の通り述べた趣。

同日午前に行われた議院運営委員会では何ら目新しい進展がなく、行政府との調整を先決とすべしとの立場をとる各党からの申入れによつて、各党が問題を持ち帰つてそれぞれの内部で更に検討しにつめることで散会した。(他方、ホシ立法院議長は国会記念行事のため26日上京し、約1週間滞在の由) 委員会の次回会合日時は未定。

2. なお、26日、りゆう政トミカワ総務局長はヨシオカに対して、行政府としては方向としては延長論に落着くとしても先づこの問題を提起して世論の成り行きをある程度見てこれをすい上げるといふステップを経て結論に持つて行きたいと考えているが、それにつけても決め手となる重要な要素として復帰時点が72年1月か4月か7月かということが部内で真げんに問題となつており、これは諸般の復

ソカ

- 大政事外務省
- 事務次長
- 官官参事長
- 備給人電厚計
- 備給文会管給
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長米北
- 中南審取
- 参西東洋
- 長西東
- 近ア長経
- 参書近ア
- 次総経国万
- 長経協長
- 参賀経二
- 参政技二
- 参政経科
- 長情長文長
- 参道内外
- 一二



極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

扱つかの問題、組織の消滅により主席廃官の際に代行を同一人か、次席かまたは第3者に行なわしむるかの問題、あるいは現任者をけん知事に、現政府をけん戸とそれぞれ見なすか否かの問題等、自治法上のみにおいても決定すべき諸問題があり、右について詳細な検討が必要であると思料する。

4. 本件は本邦とりゆう政閣で如何に決定するも、施す権上の権能を有せざる本邦としては得たる結論につき米側の了解と行動を得べき手続きが必要であり、結局おきなわ問題に関する日米交渉事項のうちの一つとなる。その際は他の交渉事項との関連においても事像を判断し、交渉を行なうことは外務省の責任事項であると思われる。従って、いつどのように申入れるかは外務省の判断すべきものである。

5. 以上思い付きのままぐ存するところを申し上げたが、本件については単に事務的にどのチャネルによりいつからと決めても意義少なきように存せられるので木村副長官の御意向を御了知の上貴大臣の御指示において関係方面と事務的な話し合いに入ること如何かと考するものである。

(了)

-2-

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

233

電信写

総番号(TA) 57654  
 70年12月2日15時40分 菅 菅 菅  
 70年12月2日17時44分 本 省 菅

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

山野・ホシ会談(任期延長、管しよう(菅)知事)

第599号 平

往電第577号に関し

ホシ立法院議長は、1日帰任の際当地で行なつた記者会見における発言につき2日のタイムスは要旨下記のとおり報じている。山野長官は、主席、立法院議員の任期延長については格段の問題はないと思うが、立法院の条例審議は、法律上問題があるので、けん会議員選出まで管しよう知事を任命し、条例を専決処分するとの構想を述べた。これに対し、自分(ホシ)より、(イ)任命制は憲法上問題がある。 (ロ)何故正当に選出された主席、議員が条例制定に参与し得ないか。 (ハ)自治大臣に「管しよう知事」の任命権があるかを問いつめたところ、同長官もしまいには「立法院の条例は復帰後も有効とみなす」との「みなす規定」を設けることも考えられようと述べていた。

2. 管しよう知事の例としては、(イ)新市ちよう村がたん生した時、(ロ)戦後新憲法に基づいて議員が選出された等があるが、けん政移行はこれとは異なるのでわれわれ

外務省

大政専外務長  
 務務 典房  
 次次  
 巨官官審審長長  
 備総入電厚計  
 備書文会管給  
 備

副官長  
 領移長  
 参観析企  
 参領旅移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 参北北保  
 中南審歐  
 参西東洋  
 長 西東

近ア長  
 参審近ア  
 次総経国万

長 参質統  
 参政技二  
 国一運  
 参案機視  
 長 参政経科  
 国

長 参社専  
 参道内外  
 長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の手で民主的な条例を作らなければならない。本件について定例立法院議会前に非公式な院代表を派遣することも考えられる。

(丁)

- 2 -

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 3760 / 70年12月2日17時15分 沖繩 70年12月2日19時20分 本省

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ主席の就任2しゅう年メッセージ

第603号 平

1. ヤラ主席は、1日の記者会見で就任2しゅう年にあつての要旨次の通りのメッセージを発表した。

1. 昨年12月に就任以来、施政権の即時無条件全面返かんを最大目標として反戦平和、人権の回復、けん民のふくし、自治権の確立に基調をおき全力を傾けてきた。B52はけん民の強いてい抗にあつて撤去されたものの、どくガスの撤去、基地労働者の大量解雇、下地島パイロット訓練飛行場その他諸々の問題が残されている。残された1年で行政の全機能をあげてこれらの問題解決に当たりたい。これまでけん民との対話が必ずしも十分でなかつたことを反省する。現在のこの大きな転換期に当り、縣民が思想、信条、立場の違いを超越して政府に協力することを願う。

2. 次いで主席は、記者の質問に答え、「要はけん民としての健全性を回復することであり、革新主席かけん民主席かはけん民の判断に任せる」旨述べるとともに、下地島飛行場問題については行政のゆう致方針は固く、とりわけ同飛行場用の地代については、本土政府の明年度援助に期待

外務省

大政事外務省  
事務次長 典房  
巨官官審審長長  
係総人電厚計  
機密文会管給

参一 行企  
参領旅移  
長

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北係  
中南審歌  
参西東洋  
長

近ア 参書近ア  
長 次総経国万

長 参實統三  
参政技二  
参政協長  
長 参政経科

参条協  
長 参政経科  
長 参社専  
参道内外  
長 一二

ONTA  
MOT

248



ソカ  
ヒ

事務次長  
典房

長官  
官審審長  
長計

備入電厚計  
備文会管給

調査長  
参調折企

領移長  
参領旅移

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北

中南  
参一

参西東洋  
西東

近ア  
参書近ア

長 次総経國万

参貿統  
参政技二  
國一理

参参  
参政経科

長 軍社專

参通内外

一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

271

電信写

総番号(TA) 9833 主管  
70年12月3日14時35分 井 繩 発  
70年12月3日18時03分 本 省 着 米光1

外務大臣殿 高瀬大使 随時代理大使 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長(新聞報道)

第605号 平

往電第599号に関し

1. 3日付タイムスは、2日山中大臣が記者の質問に答えて「最終的には総理の判断が必要」であるとして、復帰の際に自治大臣が暫定的に知事を任命するとの一部新聞報道に関しての発言を行なった旨報じている。同報道は、同大臣が、「自治大臣がけん知事を任命することは前代未聞であり、それこそりゆうきゆう処分になつてしまふ」と述べたとして、これはむしろ(暫定期間をおかずに初めからの)公選をほのめかしているを評するとともに、半面「復帰前に島内を二分するような選挙を行なつては、復帰作業に支障を来すことになる。けん知事選挙を行なえりゆうきゆう政府がその間完全に留守状態になるので、これもできかねる気もする」との同大臣の発言について、本土政府がこの問題につき白紙状態なることのほか、大臣自身微みような立場にあることを示している旨論評している。

2. 上記記事は、更に山野長官も2日記者団に対し、山中

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣と同趣旨を述べた旨報じているが、他方本件につき /日帰任のホシ立法院議長が「おそらく山野長官は正式表明を迫られて否定したと思うが、自分(ホシ)との間で話し合ったことは新聞報道の通りである。長官は私的構想を述べたあと、自治省でも検討させた上で早目に結ぶを出したいと語っていた」と述べたとの記事を掲載している。

(了)

— 2 —

外務省

表取外務省  
 事務次長 典房  
 官官審審長長  
 備給人電厚計  
 備備文会營給  
 國資長  
 参調析企  
 参領旅移  
 参地中東  
 参北西  
 参北北保  
 参一二  
 参西東洋  
 参西東  
 参審近ア  
 次総経国万  
 参貿統二  
 参政技二  
 参条総規  
 参政経科  
 参道内外  
 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

290

電信写

総番号(TA) 60425 主管  
 70年 2月 7日 18時 20分 津 龍 発 米北1  
 70年 2月 7日 18時 22分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

立法院議員の任期延長等けん政移行に関する問題

第629号 略

往電第605号に関し

1. 6日付タイムス朝刊は、要旨次の通り報じている。  
 「最近の国会答弁によつて本土政府に暫定知事任命の意思のないことが明らかになったが、議運委は、各派の見解がまとまり次第公ちよう会等を開きけん政移行にともなう必要最小限の条例制定につき話し合う。右に関しホツ議長は、けん民側で自主的に準備しておくべき条例として、議會議員の定数、けんの行政組織、知事の条例公布に関する公告、公(務)員給与等をあげ、明年の定例議会でこれを立法化し、復帰の段階で本土政府に特例法を出させてこれを条例と見なさせる措置をとるという方法を考えている。他方、立法院事務局は、地方自治法によつて算出されるけん議会の定数は44名で、その内訳はナハ市/3、ダシカワ市2、コザ市3、ギノラン市2、ウラソニ市2、ナゴ市2、平良市/、国頭ぐん3、中頭ぐん(イシカワ市を含む)7、シマシリぐん6、八重山ぐん(イシガキ市を含む)2

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ミヤコぐん/である旨参考資料として議運委に報告した  
 2. 上記報道につきガヨウ立法院事務局長は、7月27日  
 に対し、「本件には推測に基づく点があり、議運委が直ちにこれらの諸問題のために開催されるという動きがあるわけではない。事務局から提出されたという議員定数については、事務局が最近それに類するものを事務的に作成したことを指すものと思う」旨述べた趣。

(丁)

外務省



県政移行準備に関する要請

県政移行準備に関する要請

一、施政権返還にともなって、琉球政府が沖縄県に移行するために、ぜひとも必要とする条例を予め制定しておくことが立法院にとって当面の任務であると思料するのであり、立法院の権限は、琉球列島の管理に関する行政命令の第七節で「対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使することができる。」と規定されており、復帰にそなえて立法院が沖縄県条例を制定できるか否かは法律上疑問であります。

よって、この際、日米両政府間の取決めによって、沖縄県の行政を円滑にスタートさせるために必要な条例制定の権限を立法院に附与してもらいたい。

二、現在の行政主席及び立法院議員の任期は、一九七一年十一月で満了するのでありますが、その後わずか数カ月にして沖縄県の知事及び議会議員の最初の公選が行われることとなりますので、現在の主席及び議員の任期を、沖縄県の行政が開始されるまでの間延長するよう措置を講じてもらいたい。

一九七〇年十一月二十七日

琉球政府立法院

議長 星

克

ONTA

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

268

電信写

大臣官房長官  
大臣官房副長官  
大臣官房参事官  
大臣官房次長  
大臣官房主任  
大臣官房係長  
大臣官房書記官  
大臣官房庶務官  
大臣官房事務官  
大臣官房文書係長  
大臣官房文書係員  
大臣官房文書係書記官  
大臣官房文書係庶務官  
大臣官房文書係事務官  
大臣官房文書係係長  
大臣官房文書係係員  
大臣官房文書係書記官  
大臣官房文書係庶務官  
大臣官房文書係事務官

総番号(TA) 61767  
 70年 月 日 18時15分 沖 縄 発着 北1  
 70年 12月 14日 20時01分 本 省 着  
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長

第663号 略

往電第629号に關し

1. /も日付新報朝刊は、オオタ自民党幹事長が/2日の記者会見で、「任期は復歸の時点までとし、同時点から知事。けん会議員が選出されるまでは自治大臣任命の暫定管しよう知事による行政運営も考えられる」との見解を表明するとともに、「選挙条例などを管しよう知事の専決処分によだねるか。立法院制定の条例を選挙まで有効と見なす規定を特例法で設けるか否か検討中」なる趣旨をひろうした旨報じている。

2. /4日オオタよりニツタがちよう取したところ次の通り。

「上記談話は記者の質問に答えて述べたものであつて、自治法に定められている管しよう知事に準じた事務取扱者を現地の意思で決める方法はあると思うし、これは必ずしも非民主的な措置ではない、というのがその真意である。右

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の事務取扱者を本土から迎えるべしとの意見も党内にはあるが、自分(オオタ)としては、おきなわの人で左右何れにもかたよらない人物が好ましいと考えており、このラインで党内をまとめた。マラ主席をそのままこの事務取扱者にすべしとの意見も革新じん営にあるように聞いているが、復歸まで主席が知事立こう補の意向を表明していればなおさらのこと、表明していなくとも中立を維持すべき事務取扱者としては、主席の従来経歴にかんがみ適任とは言えない。」

(了)



ソカヒ

大政(外)官  
務次典房  
臣官官審審長長  
備給人電厚計  
備文会営給  
備

国参斤企  
資長領移  
長参領旅移

ア参地中東  
長北東西  
米参北北保  
中南番  
欧参西東洋  
長京

近ア参書近ア  
長経次総経国万

長参貿統国  
経政技二  
協長条国一理

参参協規  
長国参政経科

長社専  
情参内  
長文長

一一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

432

電信写

総番号(TA) 63857  
 70年12月26日15時15分 沖繩 発着 米北1  
 70年12月26日17時14分 本省  
 外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長

第740号 平

往電第670号に関し

セナガによれば、りゆう政局長会議は、25日復帰時における知事等の取扱いについての問題点をまとめたペーパー(復帰対策)を1月の復帰対策けん民会議に付議することを了承したが、要旨下記の通りの趣(右については発表済の由)(資料空送する)

1. 復帰準備の過程の重大性にかんがみ地方公共団体の長の空白は絶対にあつてはならない。
2. 1/月選挙を行なうことが原則となつてゐるが、その場合改選された主席の任期は復帰時点までであり、暫定的に復帰後に右任期を認めるとしても、長期間にわたるべきではない。
3. 1/月選挙を行なう場合は、復帰準備にじゆう滞を招く等諸般の面で問題があり、新主席の任期も短くなるので公約を実行するにも困難がある。1/月選挙を行なわない場合は、大統領行政命令、主席選挙法及び立法院

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

議員選挙法の改正が必要となるほか、住民から信託された3年任期を超えるので、住民が選挙権及び被選挙権を行使する所定の機会を失ない。かつ、返還協定等に対する民意をこの機会に問うべきだとの主張に応えられなくなる。

5. 復帰後公選による知事が就任するまでの間、暫定的な職務を行なう知事については、(イ)復帰の際主席であつたものを「知事とみなす」措置による暫定知事の考え方。(ロ)同じく主席であつたものを「知事の職務を行なうものとする」措置をとるといふ職務執行者の考え方が考えられる。任命制は、地方自治の本旨から反対すべきである。

6. 復帰直後けん政事務に空白を生ぜしめないため、知事に条令制定その他の処分権限を付与する必要があるが、必要最小限に止める。重要な条例については、地方自治の本則からも復帰前に何らかの形で立法院の検討を経ておく必要がある。

7. 議員の場合も原則として同じことが言えるが、定数や選挙区も大はばに変わるし、正規の公選までの期間も短かくならざるを得ないので実際問題として議会の本来の機能を果たせるか否か疑問である。

8. なお、上記けん民会議の設置規則(テキスト空送)も同日の局長会議で可決され、1月中旬までに各界代表約50名のメンバーの選こうに着手した趣。(了)

外務省



アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官

北米才一課長

Handwritten signature/initials

( ) 第 6 号

昭和 46 年 1 月 7 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬 代



Handwritten vertical text: 自治省 (1/3) 0 N T A スミ (1/9)

(件名)

主席及び立法院議員の任期延長

引用公・電信  
日付・番号

往電才 740 号

本年 12 月 25 日 琉球政府局長会議で決定

「復帰時に於ける和事等の取り扱」に

ついて (号) 1 部別送付申しあげます。

付添添付  付添空便(行)  付添空便(DP)  付添船便(貨)  付添船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

- 首途事務
- 渉外調査
- 葉空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 文字
- 整理



七月二十五日市長会議決定

### 復帰時における知事等の取扱いについて

#### 一、まえがき

25年におよぶ異民族統治の中で、沖縄の政治、諸制度は、軍事占領の継続という異常な状況の下で、近代民主主義の政治理念を逸脱した統治形態を象徴なくされてきた。

行政命令に基づいて主席、立法院議員が選挙され、任命制から公選制へと自治の拡大が行われてきたとはいえ、住民自治の本旨に反するものであり、一日も早く主権在民の日本国憲法の保障する諸制度を確立し旧体制を清算しなければならない。

1972年の祖国復帰が沖縄県の「誕生」ないしは「復活」という激論をぬきにしても、諸法律の適用を受け、制度を整えていくことは、新生沖縄県の創設にほがならないのであり、それはまさに「史的一大事業」といわなければならない。したがってその復帰準備の過程は「史創造」の重大な時期として、県民各層の英知を結集することはもとより、民意を指導する行政責任者の使命は極めて重大である。なお復帰時は幾多の混乱が予想されるがそれを克服し県民生活を秩序立て、地方公共団体の事務並びに法令を維持すると共にこれらの課題を解決していくために、地方公共団体の長の空白は絶対にあってはならない。

以上の観点から、復帰時における知事等の取扱いを考える必要がある。

#### 二、選挙の是非をめぐる問題点

主席(立法院議員)の選挙を1971年11月に行なうことが原則であろう。しかし72年の比較的早い時期に返還されるという予想が立つならば、改選された主席の任期は復帰時点までで、暫定的に復帰後に、つなぐとしてもその長期間に亘るべきではない。

なせなら基本的な考え方として、選挙を、しないにかかわらず、旧体制を早目に清算し、新しい法律、諸制度の下で、知事、議員を選挙し、県政を確立する必要があるのである。

そのことを前提とするならば

1. 選挙を行なう場合

- ① 11月選挙は復帰準備という時期的な面で問題がある。つれこの時期は復帰施策の準備、点検という対内外に対する折衝、調整等の業務を集中的に遂行しなければならず、又選挙の実施により県民の復帰施策に対する関心をそぐことは復帰準備として得策ではない。
- ② 選挙された者の任期も短く、新政策をかかげ、公約を実行することも困難であろう。
- ③ 短期間に選挙をくり返すことは県民に負担を強いることになる。
- ④ 主席が進めてきた復帰施策に中断があった場合には、そのスケジュールの変更や作業の滞りが予想される。
- ⑤ 選挙を行なう場合は、法令上、講すべき措置を必要としない。

2. 選挙を行なわない場合

- ① 選挙を行なわない場合、住民から信託された期間は三年であったし、住民が選挙権及び被選挙権を行使する機会を失なう。
- ② 返還協定等に対する民意を沖縄の選挙で問うべきだという主張に対しては、<sup>懸念</sup>認められな  
くなる。
- ③ 選挙を行なわない場合には、次のような法令上の措置が必要である。
  - 1. 大統領行政命令の改正

2. 行政主席選挙法の改正

3. 立法院議員選挙法の改正

三、知事のつなぎ方及び専決処分について

新しい具体制の確立も準備し、民生的な行政運営をスタートさせることは重要な意味をもつ。復帰後、早い時期に選挙が行なわれることは当然である。従って、それまでの間における知事の職務は暫定<sup>的</sup>なものになる。なお、その職務としては次のようなものが考えられる。

- イ. 地方公共団体の必要の事務を臨時的、暫定的に処理する。
- ロ. 条例等の専決処分、規則の制定。
- ハ. 選挙管理事務の確立
- ニ. その他県民を代表すること。

1. 復帰後公選による知事が就任するまでの間、上記の職務を行なう者については、次のような名称とつなぎ方が考えられる。

- ① 復帰の際、主席であった者を「知事とみなす」措置による暫定知事
- ② 復帰の際、主席であった者をもつて「知事の職務を行なう者とする」措置による知事の職務執行者

但し上の何れの場合においても、主席の在任者が欠けた場合についての措置が必要である。なお、以上のほか任命制については、地方自治の本旨から反対すべきである。

2. 本来ならば、県の議会において、条例等を制定するのが原則であるが、しかし復帰時には、その余裕がない。従って県政事務に空白を生じさせないためには、「知事」に条例の制定その他

の処分権限を付与する必要はある。しかしその場合であっても必要最小限度にとどめ、重要な  
条例については 地方自治の本旨に則って 復帰前に何んらかの形で 立法院の検討を経  
ておく必要がある。

四. その他の問題

以上 復帰時における 知事等の取扱いについて、検討してきたが、議会議員についても、  
原則的に同様のことである。

しかし、議会の場合は議員の公選されるまでの短期間であれば、県政へのつなぎは、  
「知事」でカバーされる。復帰後は定数や選挙区も大中に異なってくる。  
更に暫定措置が講じられたとしても 実際問題としては、次に行なわれる選挙との関係から  
みて 議会の本来の機能を果たせるか 何うかは疑問が残る。

大蔵省外務省  
 事務次長 典勇  
 官直審審長長  
 備給人電厚計  
 備文会管給  
 参調析企  
 参領旅移  
 参地中東  
 参北北西  
 参北北保  
 参一二  
 参西東洋  
 参西東  
 参書近ア  
 次総経国万  
 参翼筋国  
 参政技二  
 参政経科  
 参道内外  
 参道内外

注意  
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘 268

電信写  
 総番号(TA) 11707  
 70年 月 日 18時15分 沖 總 発着 北1  
 70年 12月 14日 20時01分 本 省 着 北1  
 外務大臣 閣 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長  
 第663号 略  
 往電第629号に関し  
 1. /も日付新報朝刊は、オオタ自民党幹事長が/2日の記者会見で、「任期は復帰の時点までとし、同時点から知事。けん会議員が選出されるまでは自治大臣任命の暫定管しよう知事による行政運営も考えられる」との見解を表明するとともに、「選挙条例などを管しよう知事の専決処分ゆだねるか。立法院制定の条例を選挙まで有効と見なす規定を特例法で設けるか否か検討中」なる趣旨をひろうした旨報じている。  
 2. /4日オオタよりニツタがちよう取したところ次の通り。  
 「上記談話は記者の質問に答えて述べたものであつて、自治法に定められている管しよう知事に準じた事務取扱者を現地の意思で決める方法はあると思うし、これは必ずしも非民主的な措置ではない、というのがその真意である。右

外務省

注意  
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写  
 の事務取扱者を本土から迎えるべしとの意見も党内にはあるが、自分(オオタ)としては、おきなわの人で左右何れにもかたよらない人物が好ましいと考えており、このラインで党内をまとめたい。ヤラ主席をそのままこの事務取扱者にすべしとの意見も革新じん営にあるように聞いているが、復帰までに主席が知事立こう補の意向を表明していればなおさらのこと、表明していなくとも中立を維持すべき事務取扱者としては、主席の従来の経歴にかんがみ適任とは言えない。」  
 (了)

- 2 -

外務省

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官  
北米第一課長

第 27 号

昭和 46 年 1 月 14 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬 代



CONFIDENTIAL

右記  
000  
0  
自  
ス  
(1/9)

(件名)

主席及び公法院議員の任期延長

引用公・電信  
日付・番号

客年往電才 670 号

1957年の公法院議員選挙法改正の際の琉球

政府側資料抜粋を同政府公法院議員課よりこの程入手

し、この下、秩序番号に別添送付する。

付郵添付  付郵空便 (行)  付郵空便 (DP)  付郵船便 (貨)  付郵船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:



GA-3-1

在外公館



ソカヒ  
 中政外務省  
 事務次長 典勇  
 官審審長 長  
 総人電厚計  
 文書文会管給  
 参調新企  
 参領旅移  
 参地中東  
 北東西  
 参北北保  
 参一  
 参西東洋  
 西東  
 参書近ア  
 次総経国万  
 参賀統  
 参政技二  
 国一理  
 参参  
 参政経科  
 軍社専  
 参道内外  
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

360

総番号(TA) 61990  
 70年 12月 15日 19時20分 沖 綏 主管  
 70年 12月 21日 21時36分 本 省 発着 米北

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主席及び立法院議員の任期延長

第670号 略 至急

往電第663号に関し

1. 13日付読売朝刊によれば、星立法院議長は12日「大統領行政命令の改正なしに任期延長は可能であり、立法院議員については過去にその事例がある」旨述べた由。

2. ガヨウ立法院事務局長より、上記につき15日ニツタがちよう取したところ次の通り。

星議長の発言は、1957年に「議員選挙法」の改正（それまでの3月選挙を11月に変更するに当つての任期延長）が問題になつた際、当時の法務委員長であつた同議長によつて取り扱われた作業を指すものと思われるが、現在問題になっている任期延長と当時の場合とは事情が全く異なり、議長の言う程問題は容易ではないと思う。即ち、1957年の際は、当時の大統領行政命令第6節に「2年ごとのぐう数年に選挙される」とのみ規定されて、右ぐう数年の何れの月とも明確にされていなかったため、それまでの毎年3月選挙を8カ月延長して11月に行なうことと

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

し、58年3月選出の議員に限り特に2年8カ月の任期とすることにしても上記命令に違反することにはならなかつたからである。（当時念のために民政府に対し事前調整を申請したのに対し、民政府からは異議なしとの回答に接した。）現在の行政命令には「3年の任期」なることがうたわれており、復帰までの延期は3年をゆうに超えるので、明らかに同命令に反することになる。」

3. なお、立法院筋によれば、57年に3月選挙を11月選挙に変更したのは、表向きにはキド裁ばい等選挙民の多ばうな時期を避けようとの理由からであつたが、実際は当時議会が毎なつれいばうなしの議場で開催されていたのを気どうのおん願な2月からとするよう変更したのに伴つて行なわれたものである由。

(丁) (22:10 米北/譯に字手続済 電信譯)

-2-

外務省

カ  
 政事外儀官  
 務次典房  
 官審審長長  
 備給入電厚計  
 備文会管給  
 備  
 国参調折金  
 参領旅移  
 東  
 北  
 西  
 参北保  
 参一二  
 参西東洋  
 西東  
 参参近ア  
 次総経國万  
 参参統國  
 参政技二  
 国一理  
 参条協規  
 参政経科  
 軍社専  
 参道内外  
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

33

電信写

総番号(1A) 年 月 日 時 分 津 龍 猪 米 北 /  
 年 月 日 時 分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

けん民会議

第172号 平  
 往電第147号に関し

1. りゆり政大島渉外部長によれば、5日のけん民会議では、(1)出席委員33名のうち賛成22名、反対11名で11月選挙を行わず、主席及び立法院議員の復帰時まで任期を延長することを採択、(2)復帰後の臨時措置については、如何なる形式によるにせよ主席が正式知事選挙まで知事としての職務を遂行するべきであるが、立法院議員をけん会議員として復帰後更に任期延長せしめることは問題があることを付記する趣旨の答申を行なうことを決定した由。(なお、同答申には、復帰直前の如何なる時期にけん会議員選挙を行なうか、また、その場合予想される諸問題については、今後引き続き検討すべきである旨の付帯意見が含まれている。)(委細追信)

2. なお、セナガ室長は、今後の運び方として行政府はこの結果をふまえて立法院と調整を計ることとなるが、反対票の内訳として9名は革新系団体の代表、2名は保守系とみられている上地オキナワ・タイムス社長及びキタカワ経

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

済研究所主任 研究員があり、賛成票のうちには平良ナハ市長、ミヤサトふ人会長等若干革新しよくのものが含まれている旨補足した。

(了)

外務省

ソカ  
ヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

160

電信写

大政事外外機官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
備資文会營給

総番号(TA) 8880 主管  
71年2月22日17時30分 津 嶋 猪 峯  
71年2月22日21時26分 本 省 着  
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

国資長 参調折企  
領移長 参領旅移

主席等任期延長問題

第238号 略

往電第172号に關し

22日大島涉外広報部長がニツタに述べたところ次の通り

。 行政府としては任期延長すべしとのけん民会議答申をそん重したいが、革新与党がそろって11月の知事、けん会議員選挙実施を主張し始めたので、調整にく慮している。元来社大、社会同党は、原則として選挙を実施すべしとの立場ながら、比較的じゆう軟な態度であつたところ、近來革新共闘会議からの圧力を受けてこう化したものである。本件は、いふには復帰前に国政参加選挙さえ実現したのであるからましてやローカルの選挙が出来ぬことはないという単純な論理が作用していると思われる節がある。他方、行政府は立法院が本件入に立法院議員の任期につき如何なる態度を打ち出すか、きよく附添く見守つてゐる。

(了)

外務省

ア 参地中東  
北東西  
参北北  
中南審政  
参西東洋  
西東

近ア長経  
参参近ア  
次総経国万

長経協長案  
参参協規  
参政経科  
軍社專  
参道内外  
一二

ソカ  
ヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

197

電信写

大政事外外機官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
備資文会營給

総番号(TA) 8890 主管  
71年2月22日18時40分 津 嶋 猪 峯  
71年2月22日23時00分 本 省 着  
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

国資長 参調折企  
領移長 参領旅移

行政府の復帰対策要こう第2次以降分要請

第240号 平

往信第80号に關し

1. 行政府は、20日の局長会議において、本土政府の復帰対策要こうに対する要請書(オニカ次以降分)をまとめ、22日おきなわ事務局に提出した。
2. 上記要請書(空送)は、冒頭往信要請案を整理し、補充したもので、(1) 総合事務次官指置法関係では開発公団構想の代りに「おきなわけん開発企画局」を設置すること。(2) 復帰後の公選知事就任まで、復帰時点で主席であつた者を知事とみなす等のラインで法的措置を講ずること。(3) 裁判の効力の項目では、りゆうきゆう政府裁判所以外の裁判所への言及を避けたこと、等が新しい要素とされる。
3. 復帰対策室によれば、行政府は23日にけん民会議の開催を要請し、本件要請につきりゆう老容議を求める予定の由。
4. 冒頭往信末びの軍用地問題に関する資料については、

添付

ア 参地中東  
北東西  
参北北  
中南審政  
参西東洋  
西東

近ア長経  
参参近ア  
次総経国万

長経協長案  
参参協規  
参政経科  
軍社專  
参道内外  
一二

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

行政府としては特に同問題が復帰対策室の部内限りの検討対象であることは事実なるも、その最終的扱いは未定の由

(了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 10070  
 31年2月27日16時45分 申 龍  
 31年2月27日17時32分 本省 菅 龍  
 主管 菅 龍

外務大臣 殿 高 瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主席等の任期延長問題

第258号 平

往電第238号に関し

ニツタのちよう取せるところによれば、27日立法院復帰対策特別委は、賛成// (自民、社大) 対反対/ (社会) で、(1) //月選挙を実施せず、(2) 復帰時点で主席、立法院議員である者をそれぞれ暫定的にけん知事、けん会議員とみなす旨立法院が関係方面にあてて要請決議を行うことを決定した。(要請文の起草は来週早々に同特別委で行なわれ、直ちに本会議で可決される見込み) なお、人民党議員(1名)は、本件に対する態度を明確にすることを避けて途中退場した。社大党(3名)は、やむを得ないとの立場で積極的に反対しなかつた由。

(了)

(号手文書)

- ソカヒ
- 大政専外務官
- 事務次長 典房
- 巨官官審審長 長
- 備編人電厚部
- 備編文会管総
- 調査長 領移長
- 参企折調
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北北西
- 参北北保
- 中 参一二
- 南 参西東洋
- 欧 西東
- 近ア長 参審近ア
- 経 次総経國刀
- 長 参貿統國
- 経 参政技二
- 協 國一理
- 長 参条備親
- 国 参政経科
- 長 参社專
- 長 参道内外
- 文 二

140

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

110

大政事外外機官

事務 典房  
次次  
巨官官審審長長  
備備人電厚計  
備備文会書給  
調 参企折調  
査長 領移  
長 長

電信写

総番号(TA) 10884  
77年3月3日 18時15分 沖繩 猪北/  
77年3月3日 19時53分 本省 猪北/

外務大臣 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主席等任期延長問題

第272号 平

往電第258号に開し

3日オオノ自民党幹事長が当方に述べたところ次の通り。

1. 復帰対策特別委は、4日の会合で先般の決定に基づいた要請文を決議し、よく5日に本会議にかける予定。
2. 右要請文は、任期延長に関する米国政府あてのもの。復帰時の経過措置にも言及した本土政府あてのものとの2種になる見込み。
3. いずれ立法院から本土政府に対する伝達のため軍労務者対策についての要請決議とあわせ議員団を派遣することとなる。

(7)

参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南  
参一  
参西東洋  
長 西東  
近ア長  
参書近ア  
次総経國万  
長 参貿統國  
参政技二  
長 参協長家  
参策協規  
長 参政経科  
長 参社専  
長 参道内外  
長 一二

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

130

大政事外外機官

事務 典房  
次次  
巨官官審審長長  
備備人電厚計  
備備文会書給  
調 参企折調  
査長 領移  
長 長

電信写

総番号(TA) 11620  
77年3月5日 19時00分 沖繩 猪北/  
77年3月5日 23時34分 本省 猪北/

外務大臣 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主席等任期延長問題

第282号 平 至急

往電第272号に開し

1. 5日立法院本会議は、復帰対策特別委から提出された「おきなわの復帰に伴うけん政移行の際の暫定措置に関する要請」と題する本土政府あて決議案(別電第283号)及び「行政主席及び立法院議員の任期延長方針に関する要請」と題する米国政府(大統領、弁務官)あて決議案(別電第284号)を賛成多数(自民が賛成。社大。社会が反対。人民欠席)で可決した。本土政府への議員派遣については未定。

1. 右に基づくGRIとしての対米アプローチについては今後の成行きをフォローし追電する。

(了)

参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南  
参一  
参西東洋  
長 西東  
近ア長  
参書近ア  
次総経國万  
長 参貿統國  
参政技二  
長 参協長家  
参策協規  
長 参政経科  
長 参社専  
長 参道内外  
長 一二

外務省

ソカヒ  
 大政事外外儀官  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 備備人電厚計  
 備備文会営給  
 備備  
 調査長 領移長  
 参企折調  
 参領旅移  
 ア 参地中東  
 長 北 西  
 米 北 保  
 中 南 韓  
 欧 参西東洋  
 長 西 東  
 近 参審近ア  
 了 長 経 次総経國万  
 長 参買統  
 経 参政技二  
 協 長 参 國一理  
 長 参参協協  
 國 参政経科  
 長 参軍社專  
 文 参参道内外  
 長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

158

電信写

総番号(TA) 11422  
 77年3月5日 19時05分 沖 縄 主 管  
 77年3月5日 23時37分 本 省 着 幸北1  
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席等任期延長問題

第283号 平 至急

往電第282号別電

おきなわの復帰に伴ないけん政へ移行する際における法令適用に当つての暫定措置は、けん民の自主性をそん重し、かつ、日本国憲法が定めるところの地方自治の本旨に基づいて定められるものと期待している。よつてりゅうきゆう政府立法院は、けん民待望のけん政移行が円かつに行なわれ、けん行政を速やかにき道に乗せるため特に次の事項が実現できると暫定措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

1. 復帰の日において行政主席を知事とみなし、知事が選挙され就任する時まで、知事の職務を行なわせること。
2. 復帰の日において立法院議員をけん会議員とみなし、けん会議員が選挙される時まで、その職務を行なわせること。

右決議する。

(丁)

外務省

ソカヒ  
 大政事外外儀官  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 備備人電厚計  
 備備文会営給  
 備備  
 調査長 領移長  
 参企折調  
 参領旅移  
 ア 参地中東  
 長 北 西  
 米 北 保  
 中 南 韓  
 欧 参西東洋  
 長 西 東  
 近 参審近ア  
 了 長 経 次総経國万  
 長 参買統  
 経 参政技二  
 協 長 参 國一理  
 長 参参協協  
 國 参政経科  
 長 参軍社專  
 文 参参道内外  
 長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

167

電信写

総番号(TA) 11421  
 77年3月5日 19時10分 沖 縄 主 管  
 77年3月5日 23時36分 本 省 着 幸北1  
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

主席等任期延長問題

第284号 平 至急

往電第282号別電

施政権返かんを来年早々に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、けん政への移行を円かつに行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。りゅうきゆう列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、来る11月末日までとなっているが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数カ月間でありその選挙に貴重な時間とせい力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、けん政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われる。

よつてりゅうきゆう政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するよう特別の措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

右決議する。

(丁)

外務省

アメリカ局長   
 参事官   
 北米第一課長 

秘密標記 (赤色)

第 118 号  
 昭和 46 年 3 月 8 日

外務大臣 殿

在 準備委任事務所  
 高瀬 代



- 接処理
- 首席事務官
- 総務
- 在 配
- 海外調査
- 業務
- 航空
- 行手協力
- 連絡調整
- 調査
- 力十分
- 局庶務

(件名) \_\_\_\_\_  
 主席等任期延長問題

引用公・電信 日付・番号 往電才 282 号

3月5日 立法院は、本会議に於いて、  
 「沖繩の復帰に伴う県政移行の際の暫定

措置に関する要請」と題する本土政府宛決議

付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)   
 本信送付先：  
 本信写送付先：  
 配付送：



及び「行政主席及び立法院議員の任期延長  
 方針に関する要請」と題する決議を賛成多数  
 で可決した。  
 兩次議文各二部別添送付あり。

沖繩の復歸に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請決議

沖繩の復歸に伴い県政へ移行する際における法令適用に當つての暫定措置は、県民の自主性を尊重し、かつ、日本國憲法が定めるところの地方自治の本旨に基づいて定められるものと期待している。

よつて琉球政府立法院は、県民待望の県政移行が円滑に行なわれ、県行政をすみやかに軌道にのせるため特に次の事項が実現できるよう暫定措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

一 復歸の日において行政主席を知事とみなし、知事が選挙され就任する時まで、知事の職務を行なわせること。

二 復歸の日において立法院議員を県會議員とみなし、縣會議員が選挙される時まで、その職務を行なわせること。

行政主席及び立法院議員の任期を復歸の時より延長すること。  
右決議する。

一九七二年三月五日

琉球政府立法院

内閣総理大臣  
外務大臣  
総務大臣  
自治大臣  
自民党  
衆議院議長  
参議院議長

あて

行政主席及び立法院議員の任期延長方に関する要請決議

施政権返還を来年早急に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、県政への移行を円滑に行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。

琉球列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、きたる十一月末日までとなっているが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数箇月間でありその選挙に貴重な時間と精力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、県政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われる。

よつて琉球政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するよう特別の措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

右決議する。

一九七一年三月五日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領  
琉球列島高等弁務官

あて





極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

十分これを認識するものなりと述べ、本使の見解通りに措置するよう意見を具申すべしと応えたり。

本使としては、本件の決定はこれを取り急ぐ要なく、今夏にて十分と存する旨を付言、ファイリーも急ぐ要なしと考える旨を述べ居りたるが、本邦政府として然るべきチャネルを通じわが方の見解を前広かつ十分に米側に申し開けることかん要なりと思料さるるにつき、至急右様御措置あるよう致し度く、ヤラ書簡の写しは別途空送す。

(了)

外務省

大臣秘書官

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

秘密標記(赤色)

糸原  
糸原

第188号

昭和46年4月1日

外務大臣 殿

在

準備委代表事務所  
高瀬 代



字  
4/10  
自治省

- 要処理
- 首席事務官
- 総務
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務

(件名)

行政主席の立法院議員の任期延長

引用公・電信  
日付・番号

往電第353号

今般屋長主席は、3月25日付書簡(総務

第58号)に基き、本土政府は、この上高年并務

官に付し、3月5日の立法院決議(往電第282

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付送:



GA-3-1

849

在外公館

金子  
△

号) 及び2月5日の県民会議の答申(佐藤才  
 172号)を踏まえて、行政主席及び立法院  
 議員の任期延長のための必要措置をとり、正式  
 依頼した。  
 上記  
 貴大臣宛主席書簡(写)別添送付あり。  
 上記、同書簡正本は、琉球政府から当地沖縄  
 事務局に送付されたので、同事務局から  
 沖局才1171号3月27日付をもって沖縄、北方対策  
 庁経由転送した由である。

余久長  
 采坊長

アメリカ局長  
 参事官  
 北米次長

沖・北対第1145号

昭和46年4月3日

外務大臣官房長 殿



沖縄・北方対策庁長官

行政主席および立法院議員の任期延長について  
 標記について、琉球政府行政主席より別添のとおり依頼があ  
 ったので、送付します。

渉外  
 漁業  
 航空  
 科学協力  
 連絡調整  
 調査  
 力加  
 局庶務

46.4.-6  
 46

沖縄・北方対策庁

B-5 上頁55号 (1000722)

899

総 渉 第 5 8 号  
1971年8月25日

外務大臣 愛 知 揆 一 殿

琉 球 政 府  
行政主席 屋 良 朝 苗



行政主席および立法院議員の任期延長について  
(要請)

祖国復帰の準備にあつては格段のご高配をたまわり、感謝申し上げます。

さて、復帰に向けて問題が山積する中で、本年11月30日に期限切れとなる行政主席・立法院議員の任期の取扱いが各方面において論議・検討されています。

当政府としては、3月5日の立法院議会の決議ならびに2月5日の当行政府の諮問機関たる復帰対策県民会議の答申を尊重し、任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望しいとの結論に達し、高等弁務官に対し別添のとおり要請いたしました。本土政府においても、外交経路を通じその実現方を折衝していただきますようお願いいたします。

琉 球 政 府

総 渉 第 5 8 号  
1971年8月25日

高 等 弁 務 官 殿

琉 球 政 府  
行政主席 屋 良 朝 苗

行政主席および立法院議員の任期延長について  
(要請)

県民待望の本土復帰が1972年中に実現することになり、政府はもとより全県民挙げてその準備に取り組んでおります。しかしながら、4分の1世紀に及ぶ行政の分離は、社会、経済の各方面にわたつて本土の制度との間に相違を生じさせ、復帰準備を進めるには、いろいろと複雑で困難な作業を必要としております。

復帰準備の重要な事項の一つとして、1971年11月30日に期限切れとなる行政主席および立法院議員の任期の問題があり、その取扱いについては各方面において論議され、検討されております。当行政府としては、下記の意見を取り入れ、大統領行政命令第6節(a)項の規定にかかわらず、それぞれの任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望ましいと思っておりますので、必要な措置がとられるよう合衆国政府へご進達くださるようお願いいたします。

琉 球 政 府

記

- 1 立法院が8月5日の本会議において、主席、立法院議員の任期を復帰時まで延長するよう、その法的措置を日米両政府に要請する旨の決議を行なったこと。
- 2 復帰に向けて県民の意見を広く徴するために設けた当行政府の諮問機関である復帰対策県民会議が2月5日開催の会議において、11月に予定されている選挙を実施しないことが望ましい旨の決定をし、主席に答申したこと。

( 部の内 号 )

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡せよ。

258

電信写

71年8月4日19時15分 沖 絶 発  
71年8月4日17時43分 本 省 着 米地

外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

行政府新局長の発令

第838号 平 至急 (ゆう先処理)

1. 4日午後2時ヤラ主席は、チネン副主席ならびにトミカワ、ミヤギ、スナガワ各局長に解任辞令を交付したのち、同日付をもつて副主席ミヤザト マツシヨウ (弁護士)、総務局長アラカキ シゲハル (主税局長)、通産局長キクカワ ヒロシ (オキナワ経済開発研究所常務理事)、主税局長ヤベ ヒロシ (大税局税務部長)、企画局長臨時職務代理ミヤザト 栄一 (建設局長) の5氏に対しそれぞれ任命、辞令を交付した。(ミヤザト建設局長を含む他の局長は留任)。

2. その後、ヤラ主席は記者団に対し要旨次のとおり語つた。

(1) 内外の要望にこたえ、復帰をひかえた大事な時期だけに急遽人事のさつ新を行なった。

(2) これまでヤラ政権が一党だけでなく与党三党と革新共闘の支持の上に立っていただけに意思のそ通が困難だった。

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総入電厚計  
書文会営給

調査長 参企析調  
領移 参領旅査移  
長

ア 参地中東  
長 北 東 西  
米 参北北保  
中 参一  
南 参西東洋  
審 長 西東  
欧 長

近 参書近ア  
ア 長 次総経国資  
長 経 源  
長 参貿統国万  
経 参政技二  
協 長 国一理  
長 参条協規  
国 参政経科  
長 軍社專  
長 参道内外  
文 長 一二



注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

つめを行なっているが、(ロ)作業終了は事実上8月末となるであろうと回答した。

2. 1/1日オカノよりキヤンベル次長に確かめたところ、同次長は、オオタ幹事長より照会があつたことは確かだが、その際自分は(イ)現在ワシントンで作業が進められており(ロ)できるだけ早く最終的結論が出ることを希望していると答えたのみであると語つた由。

(了)

外務省

秘

(部の内号)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(内A) 42486  
 71年8月13日17時05分 沖絶 発着  
 71年8月13日17時25分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使)臨時代理大使 総領事 代理

ランパニト高等弁務官との会談(行政命令改訂等)

第877号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

貴電米局長合第46/3号に関し

求めにより9:30より弁務官府においてランパニト中將とこん談したる処左記の通り。

1. 弁務官より、大統領行政命令改訂問題につき、兼ねてより御心配を懸け居りたる処、最終措置が完成、来週早々にも発表を見る段階に達したるにつき、種々相談致し度しと前提し、別電第878号のOPERATIVE PORTION OF PROPOSED AMENDMENT TO EXECUTIVE ORDER 10713.なる文書と別電第879号のPRESS RELEASE (TENTATIVE)のテキストとを手交す。

2. 本使より、右同文書の手交を謝し、かつこれを厳秘に取扱ふべしと告げ、先づ主席及び立法院議員の任期が返らん期日まで延期さるべきことが明定せられたるは誠に遺憾なく、当地における政治情勢に対し明確なるノ線をか

在米大使往信(電)

吉成

959

極秘

政務次長  
 典房  
 臣官官審審長長  
 儀人電厚計  
 書文会管給

調査長  
 参企析調  
 領移長  
 参領旅査移

中東  
 長北東西  
 米参北北保  
 中南  
 審参一二  
 欧参西東洋  
 長西東

近了長経  
 参書近ア  
 次総経国資  
 長参質統三万  
 経協長  
 参政技二  
 条国一理  
 長参条協規  
 国参政経科  
 長軍社專  
 参内外  
 文長

外務省

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

くしたることはけん明なりと申し述べ。

3. 新聞発表文案が TENTATIVE となり居る理由は第2段文中に立法院の満場一致の議決なる (UNANIMOUS RESOLUTION) 表現ある外、右が實際なりや否や更に詳細検討を加え事実通りに表現さるべき含みにて TENTATIVE となり居る次第なりと弁務官より説明ありたり。右に対し本使より、発表の場所につき質したるに対し、通例発表はワシントン、東京及びおきなわにおいて同時になさるる建前なるが、時によりワシントンだけでやることありとのことにつき、ワシントンでの発表を CARRY することが当地においては好ましく考ふる旨「コメント」し置きたり。

4. 発表の日時は確定し居るやとの本使質問に対し、弁務官は当地時間の来週火、水ようあたりと自分限りでは予想する処なるも、そのへんは明確ならず。非常に早き時機なりとのみ申し得るものなりと説明す。

5. 次いで弁務官はヤラに内報する問題につき、本使の意見を求めたるにつき、(イ)最近のヤラは秘密保持の立場はよりわきまえ来り、また、新聞発表と同時にのみ識ることは同人の立場より如何かとするざれの点より考え、若干の時間前広に通報方然るべしと所見を述べ。(ロ)近時おきなわ左派はその政治的判断により然るべき時期に(任

2

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

期満了時またはその以前)ヤラを辞職せしめ選挙を強制し、その成果を以つて復帰の根本に対する国民投票的意義を持たしむることを考慮しつつあるものとも見らるるにつき、(極たんなる例なるが、論理的にはヤラが選挙延期の前言を撤回し、直後に辞職を執行、選挙に持ち込むことすらあり得べし)主席及び議員が復帰時まで在任することを明示したる今回の行政命令は極めて効果的なりと判断さるとの本使私見をのべ弁務官またこれに同感す。(ハ)万々任期前に主席が辞職を強行する際は如何相成るやとの本使設問に対し、副主席をして代理せしめ、右を5日以内に選挙管理委員会に通報、50日以内に選挙を行なうべきこと、右により選挙されたる主席の任期は前任者の任期の残存期間にして、また右残存任期が6カ月に満たざる時はその間、副主席等を以つて代行せしむること等につき弁務官と論議し、米側としては法務官(アイゼンハウアーの名を挙げたり)、わが方としてはムラズミをして詳細検討せしめしゅう到なる法律解釈による完式をじゆ立することとなしたり。(ニ)これを要するにヤラに内報する問題は、種々政治的 IMPLICATIONS を包蔵するにつき、しん重にこれを行なう要あり。事前に通報することを要するものと考ふるも TIMING は発表の直前(24時間前後、なるべくくんば以内)とすること然るべしとなし置きたり。

3

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(帰部後りゆう政に問い合わせたる処、ヤラは明/4日午後上京、/5日のいれいさい、及び知事会議に列し、/8日または/9日帰ちゆうすることとなり居る由につき、右を直ちに弁務官府に通報せしめ置きたるが、右時間表により本件改訂が予定通りの日時に発表されることとなれば事前の通報はヤラの不在により内報出来ずということとなるべし)

6. ナミノウエ事件、コザ事件(一昨や米兵がしゆう撃されたるも事なく治まりたり)、全軍労、港湾労務者スト等につき、弁務官より言及あり、ナミノウエ、コザにつきては今後共一層の警戒体制をとり、警ら、MPを増員したること、全軍労は予算にて根本的に締められ居り、状況に応じ対応し得るはば極めてせまく、現在の提案が最終案の如きものなるが、上原ユウスケ議員もかい在、米労務官と話し合い居り解決の機会はなきにしもあらず。港湾労務者につきては微少なるが前途にこう明見られ始めたりと述ぶ。全軍労ストの際RED HAT OPERATIONは如何にするやとの本使質問に対し、これを遂行する建前を持つも、りゆう警260名を投入し居るにつき、スト関係に多数を割あいせざるを得ざる事態においては少なくとも開始第/日は見送るをよぎなくさるべしと述べ居りたり。

(了)

外務省

極秘

(部の内号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

86

大政重外儀  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀人電厚計  
書文会營給

総番号(TA) 40489  
71年8月13日17時25分 沖 緩 発  
71年8月13日18時19分 本 省 着 裕展

調査長  
領移長  
参企析調  
参領旅査移

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ラレポート高等弁務官との会談(行政命令改訂等)

オ878号 極秘 至急(優先処理)(限定配布)  
行電オ877号 311電

"EXECUTIVE ORDER 10713 IS HEREBY FURTHER AMENDED

BY ADDING THE FOLLOWING SENTENCE TO SECTION 6 (A)

THEREOF :

"PROVIDED THAT THE TERM (S) OF OFFICE FOR INCUMBENT MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY AND CHIEF EXECUTIVE AS OF THE EFFECTIVE DATE OF THIS AMENDMENT SHALL EXTEND UNTIL THE DATE OF REVERSION OF THE RYUKYU ISLANDS TO JAPAN."

(3)

近ア長経  
参書近ア  
次総経国資  
長参賀統国万  
参政技二  
国一理  
案  
参条協規  
長国参政経科  
軍社專  
参内外  
文長一二

外務省



( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外機官  
 務務典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 備総人電厚計  
 書文会管給

電信写

169

総番号(TA) 42199  
 71年 8月 21日 13時 55分 沖 絶 発着 米局長  
 71年 8月 21日 14時 05分 本 省 着

外務大臣殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大統領行政命令改訂問題

第908号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

貴電米局長合第4829号に関し

21日民政府クラーク渉外局長はムラズミに対し、行政命令改訂案文とプレス・ステートメント案文を手交し次の通り述べた。(上記両案文は在京米大使館から本省に対し転達される由)

(1) 行政命令改訂のための準備は完了し、署名を待つばかりとなっている。

(2) 署名の日時は不明であるが、早ければ来週月ようの可能性もある。

(3) GRIに対する事前通告は署名の日時が事前に判明すれば、直前(2時間前程度)に行なうが、判明しない場合は行なわない。

(4) プレス・ステートメントの発表はわれわれとしてはワシントンと当地と同時に行なうことを希望しているが、ワシントンだけで行なうこととなるかも知れない。

(了)

(32: 2/8)

外務省

調査長  
 参企析調  
 領移  
 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 米長 参北北保  
 中南審 参一  
 欧 参西東洋  
 長 西東

近ア 参書近ア  
 長 次総経国資  
 経 源  
 長 参貿統国万  
 経 参政技二  
 協 国一理  
 長 参参協規  
 国 参政経科  
 長 軍社專  
 情 参道内外  
 長 文長 一二

極秘

在米大来往信電

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外機官  
 務務典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 備総人電厚計  
 書文会管給

電信写

416

総番号(TA) 42199  
 71年 8月 24日 18時 40分 沖 絶 発着 米局長  
 71年 8月 24日 18時 52分 本 省 着

外務大臣殿 南瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

米国のドル防衛策に関する立法院決議

第9/8号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第9/5号に関し

1. 立法院は24日の本会議において別電第9/9号のとおり「おきなわの通貨切替えに関する要請決議」を全会一致で採択した。(なお、会議において3項及び4項の表現が適切でないとの意見があり、結局字句の修正については議長に一任することとなった。)

2. 上記決議に基づき立法院は25日から31日まで議長を团长とする総計8名の代表団を本土に派遣し、関係方面に要請する予定なる由。

(了)

調査長  
 参企析調  
 領移  
 参領旅査移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 米長 参北北保  
 中南審 参一  
 欧 参西東洋  
 長 西東

近ア 参書近ア  
 長 次総経国資  
 経 源  
 長 参貿統国万  
 経 参政技二  
 協 国一理  
 長 参参協規  
 国 参政経科  
 長 軍社專  
 情 参道内外  
 長 文長 一二

外務省

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

158

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会管給

電信写

総番号(TA) 42904 主管  
71年8月25日15時33分 沖繩 発 米北  
71年8月25日15時35分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長 領移長  
参企析調  
参領旅査移

星立法院議長のランパート高等弁務官との会談

第925号 略

往電第9/8号に関し

25日午前に行なわれた本件会談の内容について、ヨシオ  
氏がノールズ政治顧問よりちよう取したところ次の通り。

1. 星議長より、主席及び立法院議員の任期に関し、大統領行政命令改訂時期について問合わせあり、弁務官より未だ決まらぬがDAYSの問題と思うと答えた。

2. 次に星議長より、冒頭往電別電の決議文の趣旨を説明し米側の善処方を要望したところ弁務官より、往電第92/1号3.のヤラ主席への応答と同趣旨の回答を行なった。

3. なお、その際課徴金について弁務官は、既におきなわ産品への危険について本国政府にRECOMMENDしているが何等かの措置がとられることを希望(HOPE)する旨を述べた。

(了)

近ア 参書近ア  
長 次総経国資  
長 参質統国万  
長 参政技二  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外  
長 参道内外  
長 参道内外

外務省

秘

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

436

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会管給

電信写

総番号(TA) 44917 主管  
71年9月3日17時45分 沖繩 発 米北  
71年9月3日17時57分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

調査長 領移長  
参企析調  
参領旅査移

ランパート高等弁務官との会談

第957号 極秘 至急

本3日高等弁務官とちゆう食を共にしこん談したる処左記の通り。

1. 本使より、過般上京時貴大臣よりこん談をたまわる様を得たるが、その際弁務官の従来よりの努力を多とすること及び、今後共協力を深むる為一層の努力を要請する旨付声方ひ命ありたる旨を伝えたる処、同官は右を謝し今後共努力すべき旨を述べたり。

2. RED HAT OPERETIONにつきて弁務官より言及ありたるを以つて、往電第955号のGRIの情報に基づき本使より、(イ)撤去確認につきてはGRIの5名を以つて構成する調査団には異議なきやと確めたる処、異議なしとのことなり。好ましからざる人物、例えば山内某の如きものを入れることは不同意なりとの趣旨なりと説明す。日本側は本使の推せんするに委ねる旨につき、取りあえず本使、カトゥ(OBONTA)三木の名を挙げ置けり。(弁務官自身案内すべしとのことなり)。(ロ)

近ア 参書近ア  
長 次総経国資  
長 参質統国万  
長 参政技二  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外  
長 参道内外  
長 参道内外

外務省

秘

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

記者を同行せしむる件はこれを断りたしとのことにつき、記者会見を行ない場所、日時、何人がするかにつき今後検討することとす。(ハ)区域外の調査は必要なしとのこと、及び化学中隊の器材は輸送船、人員は航空機により撤退せしむることとする旨説明ありたり。

3. 当地におけるドル問題につきましては、本使より本邦政府の学生送金及び生活必要物資の購入につきての措置につき説明す。その他の諸点につきましては今後共十分検討すべきも、問題は技術的なるを以つてなかなか処置困難なり。米側においても検討あり度しと申し述べたる処、弁務官は課徴金のおきなわ適用取止め方ワシントンに申し送り居るも、未だ確答なしと申し述べ。

4. 本使より、今般来ちゆうしたる自民党国民運動本部のキヨノ事務局長を中心とする「ゆたかなおきなわを作る会」運動の目的、態容等につき説明し弁務官の協力と理解を求め置きたり。

5. なお、主席、立法院議員の任期延長につき、本使より言及したる処、未だ大統領の署名を得られざる模様にして、弁務官自身の強き願望にもかかわらず延引し居れりと内話す。なお本使より、ヤラ主席、立法院左派議員が辞表を提出する権異例の行動を若干制約し得る任期延長の発令は重要なりとの所見を申し述べ置きたり。

(了)

外務省

極秘

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

86

因政事外外職官 電信写

務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀儀人電厚計  
書文会管給

総番号(TA) 46008  
71年9月9日 12時52分 沖繩 発  
71年9月9日 13時21分 本省 着

調査長 参企析調  
領移長 参領旅査程

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大統領行政命令改訂

第975号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第957号5。に関し

9日朝、東オンナにおいてランパートより本使に対し、本日午後行政主席及び立法院議員の任期延長に関する行政命令改訂に大統領が署名を了した旨の電報に接する予定なる旨、及びヤラに対する通報は本日午後に行なう予定なる旨を内話した。

(了)

近ア長経 参書近ア  
長経協長 次総経国  
長経協長 参質統  
長経協長 参政技二  
長経協長 参協  
長経協長 参政経科  
長経協長 参道内外  
長経協長 一二

外務省

( 部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官

事務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会管給

総番号(TA) 46568  
71年9月11日12時30分 沖繩 発着 北  
71年9月11日12時45分 本省

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

大統領行政命令改訂

才985号 平大至急

本件は閣議改訂テキスト及びウフラス、  
リリースとそれの別質、及び別質の  
分通り。(了)

調査長  
参企折調  
領移長  
参領旅査移

ア 参地中東  
長北東西  
参北北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長西東

近了長  
参書近ア  
長経次総経国  
参賀統国  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長国参政経科  
軍社専  
参道内外  
長情長文  
一二

外務省

( 部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官

事務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会管給

総番号(TA) 46568  
71年9月11日12時35分 沖繩 発着 北  
71年9月11日12時46分 本省

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

大統領行政命令改訂

才986号 平大至急  
伝電才985号別紙。

調査長  
参企折調  
領移長  
参領旅査移

ア 参地中東  
長北東西  
参北北保  
中南審  
参一  
参西東洋  
長西東

近了長  
参書近ア  
長経次総経国  
参賀統国  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長国参政経科  
軍社専  
参道内外  
長情長文  
一二

外務省

BY VIRTUE OF THE AUTHORITY VESTED IN ME BY THE  
CONSTITUTION, AND AS PRESIDENT OF THE UNITED STATES  
AND COMMANDER IN CHIEF OF THE ARMED FORCES OF THE  
UNITED STATES, EXECUTIVE ORDER NO, 10713 OF JUNE 5,  
1957 AS AMENDED BY EXECUTIVE ORDER NO, 11010 OF  
MARCH 19, 1962, EXECUTIVE ORDER NO, 11263 OF DECEMBER  
20, 1965, AND EXECUTIVE ORDER NO, 11395 OF JANUARY  
31, 1968, IS HEREBY FURTHER AMENDED AS FOLLOWS:

1. SECTION 6(A) OF THAT ORDER IS REVISED TO READ  
AS FOLLOWS:

“(A) THE LEGISLATIVE POWER OF THE GOVERNMENT  
OF THE RYUKYU ISLANDS, EXCEPT AS OTHERWISE PROVIDED  
IN THIS ORDER, SHALL BE VESTED IN A LEGISLATIVE BODY

CONSISTING OF A SINGLE HOUSE MEMBERS OF THE

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

LEGISLATIVE BODY SHALL BE DIRECTLY ELECTED BY THE PEOPLE OF THE ISLANDS IN 1962, AND TRIENNALLY THEREAFTER, FOR TERMS OF THREE YEARS, PROVIDED THAT THE TERMS OF OFFICE FOR INCUMBENT MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY, AS OF THE EFFECTIVE DATE OF THIS AMENDMENT, SHALL EXTEND UNTIL THE DATE OF ENTRY INTO FORCE OF THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE RYUKYU ISLANDS AND THE DAITO ISLANDS.

2. SECTION 8(B)(1) OF THAT ORDER IS REVISED TO READ AS FOLLOWS:

"(B)(1) THE CHIEF EXECUTIVE SHALL BE ELECTED BY THE PEOPLE OF THE RYUKYU ISLANDS. THE PERSON HAVING THE GREATEST NUMBER OF VOTES SHALL BE THE CHIEF EXECUTIVE, PROVIDED THAT HE SHALL HAVE RECEIVED AT LEAST ONE-FOURTH OF THE TOTAL NUMBER OF VOTES CAST. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL BE ELECTED ON THE SAME DAY AS ARE THE MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY AND SHALL SERVE A TERM CONCURRENT WITH THE TERM OF THE MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY AND THEREAFTER UNTIL HIS SUCCESSOR TAKES OFFICE SEMICOLON PROVIDED THAT THE TERM OF OFFICE OF THE INCUMBENT CHIEF EXECUTIVE, AS

OF THE EFFECTIVE DATE OF THIS AMENDMENT, SHALL

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

EXTEND UNTIL THE ENTRY INTO FORCE OF THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE RYUKYU ISLANDS AND THE DAITO ISLANDS THE FIRST SUCH ELECTION OF THE CHIEF EXECUTIVE SHALL BE ON THE SAME DAY AS THE LEGISLATIVE ELECTIONS IN NOVEMBER 1968. THE LEGISLATIVE BODY SHALL BY LAW ESTABLISH PROCEDURES FOR THE ELECTION OF THE CHIEF EXECUTIVE, DETERMINE THE QUALIFICATIONS FOR THE OFFICE OF CHIEF EXECUTIVE AND PROVIDE FOR SPECIAL ELECTIONS WHEN NECESSARY TO FILL A VACANCY.

(3)

— 事務 —



( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

414

大政事外外儀官  
務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
備総入電厚計  
書文会営給

電信写

総番号(TA) 46784 主管  
71年9月13日 16時00分 沖 縄 発 米 批  
71年 月 日 17時28分 本 省 着  
外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

調査長  
参企折調  
領移長  
参領旅査移

大統領行政命令の改正(反響)

第989号 平

往電第985号に關し

当地紙で報じられた当地の反響次の通り。

1. ヤラ主席は、//日午後の記者会見で「任期延長については立法院の決議とけん民会議の決定があり、行政府もこれに基づいて米国政府に延長を要請したこともあるので、返かん協定に対するけん民の意思表示の機会として選挙を行なうべしとの議論もあるが、行政府としては既定方針通りいく以外にない。行政府は、復帰までに残された期間中、全力をあげて復帰作業に取り組む、けん政移行を円かっに行なうよう努力を続ける」と語った。

2. 各政党の反応。

自民党(復帰を目前にしての選挙でけん民世論を二分することは回避すべし。今こそけん民は総意を結集し、ゆたかな復帰を実現すべきである)と考える。かかる立場から自民党は任期延長を要請してきた。今後この方針に沿って復帰準備に万全を期すが、立法院としては直ちに関連選挙法

ア 参地中東  
長 北東西  
米 参北北保  
長

中南審  
参一  
参西東洋  
長 西東

近ア長  
参書近ア  
経 次総経国資  
長 参貿統三万  
経協長 参政技二  
長 国一理  
参条協規

参政経科  
長 軍社專  
参道内外  
長 文  
一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の準備に着手すべし。)社大党(新しいけん政作りのため、//月の前であれ後であれ復帰前に選挙を実施すべきである。加えて、返かん協定につき真に住民の意思を問うため、住民投票を実施すべし。)人民党(自主的けん政をつくる立場から、//月にけん知事、けん議の選挙を行なうべし。今次の行政命令改正は、右の主張を無視したものである。)社会党(/月選挙は、けん民がその将来に対し意思表示を行なう絶好の機会であつた。その機会が失くなつた現在返かん協定に対する住民投票を別途実施すべきである。)

3. 更に、/2日付タイム(朝刊)は、今次行政命令改正で知事、けん議選に向けた当地政界の動きが一段と活発化しているとして、既にオオタ政作、ナガミネ・アキオの両氏が知事選出ばを表明している自民党けん連では今月中にこう補者を/人にしぼり、党本部へ申請する方針であること、他方革新側では、ヤラ主席と平良コウイチ社大党書記長が依然有力視されているが、「ヤラさんを励ます会」と/部の教職員関係者がヤラ支持の動きをみせ、けん労協の/部が平良支持の根回しに動き出していることを報じている。

(丁)